



**Asia-Pacific
Economic Cooperation**

**APEC インフラ事業投資に関する
ピアレビュー及び能力構築のための
レファレンスガイド（改訂）**

December, 2019

Asia-Pacific Economic Cooperation (APEC)
Committee on Trade and Investment

目次

第1章

1. 背景及び目的	3
1.1 背景	3
1.2 目的	3
2. ピアレビューの対象	4
2.1 ピアレビューの対象	4
3. 基本的な考え方	4
3.1 指針	4
3.2 CTI の機能	4
3.3 役割と責任	5
3.4 情報の取扱い	5
4. レビュー実施者	6
4.1 レビューチームの役割と責任	6
4.2 レビューチームの事務局の役割	6
4.3 レビューチームの構成	6
4.4 レビューチームに求められる能力・経験	7
4.5 レビューチームの設立	7
5. レビュープロセス	7
5.1 レビュー実施プロセス	7
6. レビュークライテリア	7
6.1 レビュークライテリア	7
7. レビューの実施報告・公表	8
7.1 レビューの報告書案の作成	8
7.2 APEC 関連会合への報告・公表	8
8. レファレンスガイドの改定	8
8.1 レファレンスガイドの改定手続き	8
9. 能力構築	9
9.1 能力構築ニーズの特定	9
9.2 能力構築支援の実施	9
9.3 能力構築支援の報告	10

第1章 総論

1. 背景及び目的

1.1 背景

2013 年の APEC 首脳会議において、適切に設計された、持続可能で強靭なインフラは経済成長を促進し、生産性を高めるが、これを達成するために、長期にわたる資産価値、長期キャッシュ・フローの安定性及びライフサイクル・コストを考慮に入れるなど、包括的及び全体的に考慮した上で計画を立てることの重要性が認識された。さらに、「APEC インフラ開発・投資に関する複数年計画」において、将来における APEC の取組として、包括的及び全体的な考慮によるインフラプロジェクトの計画に関する政府の能力向上の重要性も確認された。

さらに、2014 年 11 月に APEC 首脳会議において採択された「APEC 連結性ブループリント 2015-2025」の中で、物理的連結性の下で、分野横断的な課題として、a) APEC エコノミーにおける官民パートナーシップ (PPP) やその他の手段を通じたインフラ・ファイナンスの強化、b) インフラプロジェクトの提案評価にあたって主要な質的要因を考慮する包括的な査定方法の採用、c) インフラプロジェクトの計画及び実施におけるベストプラクティスや人間中心の投資の適用を促進すること、が挙げられた。これらの連結性に係るアジェンダを達成するため、「APEC 連結性ブループリント 2015-2025」において、能力構築及びモニタリング、並びに、毎年の評価及びレビューの実施が想定されている。

本参照ガイドは、これまで APEC 首脳・閣僚レベルで共通認識が得られた「インフラの質」の重要性や、「APEC インフラ開発・投資に関する複数年計画」や「APEC 連結性ブループリント 2015 – 2025」の実行にあたっての物理的な連結性における分野横断的な課題への貢献の観点から、アジア太平洋域内のインフラプロジェクトの計画、選定、実行プロセスに係る関連法制やガイドライン、実務等のピアレビューを行い、必要に応じて特定された課題やニーズに基づいた、能力構築を行うための原則的な手続ルールを定めるもの。

2015 年に策定された「APEC インフラ開発・投資の質に関するガイドブック」が 2018 年に改訂されたことを受け、2019 年にピアレビューの際のクライテリア、及びレビューのプロセスの見直しを行い、本参照ガイドを改訂。

1.2 目的

物理的な連結性における分野横断的な課題に向けた APEC 加盟エコノミーの取組を支援し促進することを目的としている。

具体的には、

- ・インフラプロジェクトの計画・選定・実行プロセスに係る関連法制やガイドラインといった政策面の制度評価や政策実務についてピアレビューを行う。
- ・ピアレビューを通じて、Reviewed economy の能力構築支援のニーズを特定し、当該ニーズに基づいた能力構築支援を提供する。
- ・加盟エコノミー間で情報を共有することによって知見の向上を図る。

2. ピアレビューの対象

2.1 ピアレビューの対象

「APEC 連結性ブループリント」で物理的連結性に関する横断的事項として特定された、「インフラの質」、「人間中心の投資、グッドプラクティス・プリンシップ」及び「PPP」に鑑み、Reviewed economy の関連法制やガイドラインといった制度評価を中心レビューを実施する。APEC における PPP に関する進行中の作業を考慮すると、本メカニズムではその他 2 つの観点に主に焦点を当て、PPP をレビューの対象とするか否かについては、ケースバイケースで判断する。

Reviewed economy の制度評価にあたっては、政策実務、制度の実践状況についても対象に含めることとする。他方において、個別プロジェクトのレビューそれ自体は目的とはしない。

3. 基本的な考え方

3.1 指針

本ピアレビューは、ボランタリー・レビュープロセスとする。従って、本ピアレビューは、CTI の下で、Facilitating economy 及び Reviewed economy 双方合意の上、協力的な意思に基づき実施される。本プロセスの資金負担については、双方の合意に基づく。

3.2 CTI の機能

本プロセスの全体的な責任は CTI が負うものとし、CTI 各会合において、各エコノミーは、Facilitating economy 又は Reviewed economy となることについての関心を表明することが慾望される。

本ピアレビューの実施にあたっては、Facilitating economy と Reviewed economy 双方の合意の上、1~2枚程度のピアレビューの実施アウトラインを策定し、当該実施アウトラインを CTI に提出し、それが CTI で承認されることを必要とする。ピアレビューの結果については、Facilitating economy 及び Reviewed economy が CTI に対して報告を行い、CTI において議論を行うこととする。

3.3 役割と責任

ピアレビューの実施にあたり、各者は以下の役割、責任に基づいて行うこととする。

(Facilitating economy)

- ・ レビューチームの立ち上げを行い、レビュープロセスの進行を促進する役割を負う。
- ・ 常に公正な態度でレビュープロセスを進める。
- ・ アドホックベースでレビューチームの事務局を定める。PSU が関与する場合は、所要の手続きを完了することを条件とする。
- ・ ピアレビューの結果を参照して能力構築支援のニーズを特定し、Reviewed economy に対する能力構築支援内容を立案し、双方が合意する条件に基づいて提供する。

(Reviewed economy)

- ・ Reviewed economy におけるピアレビューの実施責任は、CTI 担当部署が決定する実施責任部署が負うものとする。

- ・ Reviewed economy におけるピアレビューの実施責任部署は、適切な評価が行えるよう、レビューチームの作業をサポートする担当窓口を決定する。

関連法制度及びガイドラインや、これらの実践状況の評価において必要となる制度関連情報や統計データを含む十分な情報を準備し、レビューチームに対して提示しなければならない。Reviewed economy におけるピアレビューの実施責任部署は、実施責任の観点から、円滑なレビューの実施に向け、これら情報の準備・提示に関してエコノミー内における関係省庁等との調整等に努める必要がある。

レビューチームが現地調査を行う際には、担当窓口はロジ面を含め、レビューチームのサポートを行う。

3.4 情報の取扱い

全ての参加者はピアレビューに際して知り得た情報について、秘密を保持し、秘密情報が第三者に漏洩しないよう管理しなくてはならない。

CTI に対してドラフト報告書が提出されるまでは、Facilitating economy 及びレビューチームは、その内容について秘密性を担保する必要がある。

Reviewed economy は、特定の情報を秘密情報として指定することができる。

第2章 各論

4. レビュー実施者

4.1 レビューチームの役割と責任

レビューの実施にあたり、レビューチームは以下の役割、責任に基づいて行うこととする。

- ・ レビューチームは、Reviewed economy の制度及び制度の実施状況について、「インフラの質」、「人間中心の投資、グッドプラクティス・プリンシプル」及び関係する場合においては「PPP」の観点から書面調査及び現地調査並びに分析・評価を行う。
- ・ レビューチームは書面調査の実施に当たり、必要となる情報の提出を Reviewed economy に対して依頼することができる。
- ・ レビューの実施に当たり、レビューチームは Facilitating economy と隨時調整を行う
- ・ 評価結果を報告書案として取り纏め、両エコノミーへ提出し、必要に応じて CTI に対して説明を行う。
- ・ レビューチームは独立の立場を守り、常に公正な態度でレビューに臨まなければならない。また、独立性に疑義が持たれるような態度や行動をとることがないよう努めなければならない。

4.2 レビューチームの事務局の役割

レビューチームの事務局は、レビュープロセス全体に渡り、チームメンバーを補佐し、現地調査への参加を含むレビュー作業の支援を行う。

必要に応じてチームリーダーの指示により、報告書案の準備作業を担う。

4.3 レビューチームの構成

レビューチームは、次の 4.4 に記載される能力・経験を有する者にて構成される。

レビューチームの立ち上げにあたっては、チーム構成員の出身エコノミーの観点を含む多様性に配慮し、レビューチームは原則として 3 名以上、10 名を上限とする。レビューチームに APEC 非加盟国出身者が含まれることは排除しない。

レビューチームメンバーの中から、チームリーダーを 1 名選定する。

その他、チームリーダーは、ピアレビューの実施にあたり CTI、Reviewed economy 等との調整や、評価の品質管理を行う。

4.4 レビューチームに求められる能力・経験

レビューチームは、以下の能力・経験が求められる。

- ・ メンバー全員が、「APEC インフラ開発・投資の質に関するガイドブック」の理念を理解していること。
- ・ メンバー全員が、インフラ開発・投資に対する知見、関連法制度等に対する知見を十分に有すること。
- ・ メンバーのうち一人以上は財務・会計に関して精通していること。
- ・ メンバーのうち一人以上はインフラ開発・投資において企画の実務に関する知見及び実績を有すること。
- ・ メンバーのうち一人以上はインフラ開発・投資において調達の実務に関する知見及び実績を有すること。
- ・ メンバーのうち一人以上は事業評価や監査の経験を有していることが望ましい。

4.5 レビューチームの設立

レビューチームの構成員は、Facilitating economy の推薦と Reviewed economy による同意を通じて構成される。Facilitating economy は、CTI メンバーに対してレビューチームの構成員を通知するものとし、当該通知をもって、レビューチームは正式に設立される。

5. レビュープロセス

5.1 レビュー実施プロセス

Facilitating economy、Reviewed economy、及びレビューチームは、合意の上、インセプションレポート（詳細なレビュー実施計画）を策定し、同レポートに基づきレビューを実施する。

レビューにあたっては、レビューチームは書面調査及び現地調査を実施し、Reviewed economy の関連法制度及びガイドラインや、これらの実践状況についての分析・評価を行う。

ピアレビューは、原則、別添 1 に掲げるプロセスに従って実施される。

6. レビュークライテリア

6.1 レビューカライテリア

レビューの実施にあたっては、別添 2 に掲げるクライテリアを基に、関連法制度及びガイドライン、これら

の実践状況について評価を行うこととする。

7. レビューの実施報告・公表

7.1 レビューの報告書案の作成

レビューチームは、書面調査及び現地調査に基づいて評価を行い、そのレビュー結果について理由を含め報告書案に明瞭に記載しなくてはならない。

報告書案にはレビューの手続を含むその概要を記載し、レビュー結果、作成日付、レビューチームの構成員、今後の能力構築ニーズ及び考えられる能力構築支援メニュー（支援が必要と想定される対象省庁・セクター及び適切な対象者を含む）について記載するものとする。

7.2 APEC 関連会合への報告・公表

レビューチームは、レビュー報告書案を作成の上、Reviewed economy に対して事実誤認の有無について確認することとする。

Facilitating economy 及び Reviewed economy は合意の上、レビュー報告書を CTI に提出し、直近の CTI 会合において、レビュー報告書に基づきレビュー結果について報告する。

CTI によって報告書の承認がなされた後に、APEC 事務局は、レビュー報告書を公表する。レビュー結果は必要に応じて、APEC における他の関連会合とも情報共有される。

8. レファレンスガイドの改定

8.1 レファレンスガイドの改定手続き

本レファレンスガイドは、CTI において合意された後、3 年後に記載内容の見直しの要否について、CTI 会合において議論し、必要に応じて規定を修正するものとする。

第3章 能力構築

9. 能力構築

9.1 能力構築ニーズの特定

ピアレビューの結果、「インフラの質」、「人間中心の投資、グッドプラクティス・プリンシップ」及び「PPP」を重視したインフラ開発・投資の実践に向けて、Reviewed economy の能力構築が必要であると評価された事項に基づいて、双方合意の上、能力構築ニーズを特定する。

その際に、対象省庁・セクター及び適切な対象者を特定したうえで、能力構築支援を実施することが望ましい。

9.2 能力構築支援の実施

Facilitating economy は、上記 9.1 で特定された能力構築ニーズに基づき支援内容を策定し、Reviewed economy に対して、双方が合意する条件により、能力構築支援を実施する。

能力構築のメニューとしては例えば以下のような取組みが考えられる。

＜能力構築のメニュー例＞

A) アジェンダの例

- ・ コンセプト理解向上支援
- ・ 制度構築・改善支援
- ・ プロジェクト実務支援

B) プロジェクト内容例

以下のような内容を組み合わせて、Facilitating economy 又は Reviewed economy において、セミナーや現地調査等により実施。（3～5日程度）

- ・ インフラ事業推進における主要政策や課題に関する討議
- ・ インフラ事業実施における多様な経験や実務的ノウハウの共有
- ・ 先行例のケーススタディ（質の確保の方法、成功要因、作業内容 等）
- ・ 財務、調達、施工管理等各フェーズにおける課題と対応策の共有

C) 想定される対象者

政府関係機関の担当職員、または内容により管理職員

9.3 能力構築支援の報告

能力構築支援の実施後、Facilitating economy と Reviewed economy は、CTI に対して実施結果について報告を行う。

(別添1： 5.1レビュー実施プロセス)

	CTI	Reviewed economy (窓口含む)	Facilitating economy	レビューチーム (レビューチームの事務局含む)
レビュー実施決定前	Reviewed economy及びFacilitating economyの関心表明 (3.2)			
		ピアレビューの実施アウトラインの策定、合意(3.2)		
	ピアレビューの実施アウトラインの承認 (3.2)			
レビュー実施		実施責任部署の決定/担当窓口の決定 (3.3)		
		レビューチームの構成メンバーの推薦・募集(4.5) Reviewed economyによる同意(4.5)		
			レビューチームの構成員をCTIメンバーへ通知(4.5) レビューチームの事務局の指定(3.3)	レビューチームの設立(4.5) レビューチーム事務局の設立(3.3)
		インセプションレポート（詳細なレビュー実施計画）の策定、合意(5.1)		
		書面調査に要する情報の提出 (3.3)		書面調査に要する情報の提出依頼 (4.1, 4.2)
				書面調査の実施(4.1, 4.2, 5.1)
		担当窓口による現地調査の支援(3.3)		
		現地調査の実施(4.1, 4.2, 5.1)		現地調査の実施(4.1, 4.2, 5.1)
レビュー実施後				分析、評価(4.1, 4.2, 5.1)
				レビュー報告書案の取り纏め (4.1, 4.2, 7.1)
		レビュー報告書の確認、合意(4.1, 4.2, 7.2)		
		レビュー報告書をCTIへ提出・報告、説明(3.2, 4.1, 4.3, 7.2)		
	レビュー報告書の議論(3.2)・承認 (7.2)			
能力構築	レビュー報告書の公表(7.2)			
			能力構築ニーズに基づく支援内容の策定(3.3, 9.1, 9.2)	
		支援内容の合意(3.3, 9.1, 9.2)		
		能力構築支援の実施(3.3, 9.2)		
		CTIへの能力構築支援実施の報告(9.3)		
	能力構築支援実施の報告を確認 (9.3)			

(別添2： 6.1レビュークライテリア)

評価視点	クライテリア	
1. 全般	公共調達	・公共調達に係る法制度が整備されているか
	PPP関連法制	・PPP関連の法制度は整備されているか
	会計制度	・会計制度は整備されているか
	税法	・税法は整備されているか
	開発戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ開発戦略は、中央および地域レベルでの中長期的な開発戦略と一致しているか ・プロジェクトの初期段階から、プロジェクト計画に利害関係者との対話が含まれ、組み込まれているか ・政府はインフラプロジェクトを通じて民間投資と新しい産業を誘致することに注意を払っているか ・インフラ開発戦略は、長期の複数部門の需要予測に基づいているか ・政府と民間部門は、生態系と環境に優しいインフラを促進しているか ・政府と民間部門は、インフラプロジェクトの実施を通じて、生物多様性の保全と天然資源の持続可能な管理を促進しているか ・災害対策に係る基準は存在しているか
	連結性	・インフラプロジェクトは、世界的なサプライチェーンを促進し、接続性を効率的に強化することに貢献しているか
	開放性	・現在の政策は、特にFDIによる地方インフラへの民間投資に対するより大きな開放性を認めているか
	透明性	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラプロジェクトの意思決定はオープンになっているか ・情報へのオープンアクセスは、契約機会の公開、入札情報および入札書類の入手可能性、調達決定に関する情報、契約締結の公開までを網羅しているか ・公共調達の手続きは、多国間の開発銀行の調達規制やガイドライン等の国際的な基準に基づいているか ・プロジェクト調達において、不公正な競争（腐敗、共謀、縁故を含む）を防ぐ通常のメカニズムや手段があるか ・管理運営費を含む、インフラプロジェクトに係る複数年の債務負担行為を透明性をもって報告および管理しているか ・資本プロジェクトへのすべての支出は予算書により包括的に予算計上しているか ・十分な監視やプロジェクトに関与するスタッフ訓練を含む、腐敗防止の手段があるか
	財政健全性	<ul style="list-style-type: none"> ・国および地方政府に適用される債務関連の財政目標および/または財政規律が確立され、それを遵守しているか ・新規プロジェクトの検討の際に、資本支出と経常支出の両方を含み、財政支出可能額を認識できる中期の財政および支出管理のフレームワークがあるか ・開発戦略でのコスト見積の信頼性を高め、変更が発生したときに戦略を更新しているか

評価視点	クライテリア
安定性/安全性/強靭性	・政府や民間企業は、十分なプロジェクト資金と共に、信頼できる組織と人的資源を確保しているか
地域	・現地の労働力が雇用創出から恩恵を受けることを確実にできる現地の政策は存在するか
環境社会アセスメント	・プロジェクトの実施にあたり環境社会アセスメントの実施を定めた法律、ガイドラインは整備されているか ・責任ある業務遂行基準、社会的および環境的基準（または保護）など、コストやリスクを適切に軽減するのに役立つ方針はあるか ・低炭素社会を実現するために、政府は環境に優しいインフラを推進しているか
資金	・インフラ事業を推進する資金（FS調査を実施する資金等）を提供する仕組みが整備されているか ・PPP事業の推進に必要な資金（補助金、低利融資、信用供与等）や政府保証を提供する仕組みが整備されているか
推進体制	・インフラ事業を推進する組織やPPP事業を推進する組織が整備されているか
その他	・恣意的な政策・制度変更から民間企業を保護する制度は整備されているか ・土地収用に関する制度は整備されているか ・為替関連の制度は整備されているか ・貧困層や社会的弱者、男女間の差等に配慮した政策、法制度が整備されているか ・贈賄・汚職を防止するための法律、ガイドラインは整備されているか
2. 事業の企画	<p>政策・マスター・プランとの整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の事業はマスター・プランやインフラ整備計画に示されているか ・現状の事業がマスター・プランやインフラ整備計画に示されていない場合、政策目的や目標の達成に寄与することが確認されているか ・現状の事業がマスター・プランやインフラ整備計画に示されていない場合、マスター・プランやインフラ整備計画の改定など必要な措置が取られているか <p>財政健全性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発戦略に沿っており、かつ利用可能な財政および資金調達の範囲内において、プロジェクトの優先順位をついているか <p>技術の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフラプロジェクトの計画段階において適切な情報通信技術を組み込んでいるか <p>事業の経済性評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の経済性がEIRR等の定量的に評価することが求められているか ・代替案が検討され、経済性の比較を通じてより優れた手法を採用することが定められているか ・政府はプロジェクトのライフサイクルでVFMを評価しているか ・プロジェクトの選択は、VFM評価に基づいているか <p>環境社会アセスメントの考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な環境社会アセスメントの考慮が規定されているか ・プロジェクトデザイン、結果、管理は、女性、子供、コミュニティ、個人、障害者、先住民族、貧困、周縁部の人々といった脆弱な全ての人々の必要性を考慮しているか。

評価視点	クライテリア
3. フィージビリティ・スタディ	<p>事業の達成水準の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業の達成水準は以下のような要素に基づき明確化することが規定されているか -関連法制に基づいて最低限満たすべき水準が規定されているか <p>安定性/安全性/強靭性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強靭性に対する考慮は、インフラプロジェクトの意思決定の要素に組み込まれているか ・ショック発生時のインフラへの十分なアクセス、コミュニティの準備、適切な財務力など、特定の資産の頑健性などのさまざまな要因がある強靭性を政府は考慮しているか <p>LCCと市場の活用を含む費用対効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルコスト（直接的な金融コストと環境、社会、経済のコストを含むインフラ施設の期待耐用年数期間のオーナーシップ（整備、維持管理・運営）に係る総コスト）を見積もっているか ・PPPのコストがユーザー料金によって完全または部分的に回収される可能性がある場合、ユーザーの能力や支払い意思を含むアフォーダビリティ評価を実施しているか ・VFMは、投資家や社会へのリターンを確立する定量的（費用対効果分析など）および定性的ツールの組み合わせによって慎重に評価されているか ・限られた利用可能な資本での高いレバレッジを活用するために、多国間開発銀行（MDB）や他の開発パートナーとの協力や民間資金の活用を検討しているか <p>財政健全性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの実施期間全体を通して予算による資金調達が可能であることを担保しているか ・実施を担当する機関の財政健全性を確保できるよう、長期的なプロジェクトキャッシュフローを管理することで、プロジェクトの財政的な持続可能性を検証しているか <p>環境社会アセスメントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境社会アセスメントにおいて、以下を考慮することが規定されているか <ul style="list-style-type: none"> -労働者の扱い・労働条件 -環境汚染の防止・削減及びその対応措置 -地域社会の衛生・安全等 -用地取得や住民移転の取扱い -生物多様性の保全、天然資源の持続的な管理 -先住民族の尊重や文化遺産の保護 -地元住民の雇用創出等による経済的な裨益や災害等への抵抗力の向上、地元住民の能力向上等 ・地域社会や環境への影響など、さまざまな要因にわたって測定可能なパフォーマンス指標はあるか ・社会的および環境的基準、特に将来の世代の持続可能性の側面を継続的に見直すために政府および民間部門が講じる措置はあるか ・プロジェクト設計の一環として考慮する必要がある地球温暖化と気候変動のリスクを特定しているか ・インフラ開発による気候変動への悪影響を防ぐために、政府と民間部門は既存の施設を利用する可能性、積極的な修復と補強を検討しているか

評価視点	クライテリア
安全性の考慮	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性の面で以下の配慮が規定されているか <ul style="list-style-type: none"> -適切な施工管理・維持管理運営 -利用者、近隣住民等への安全性管理 -災害への強靭性 -災害や緊急時への対応 -テロに対する安全性 -サイバー攻撃に対する安全性 -不測の事態が顕在化した際の迅速な復旧・サービス再開の確保 -質の高い建築資材の活用 ・国際基準を満たす安全なインフラサービスを提供するために安全性等を保護する対抗メカニズムはあるか ・インフラプロジェクトにおいて、エネルギー安全保障のリスクが意思決定に組み込まれているか
雇用創出／能力開発および技術移転	<ul style="list-style-type: none"> ・技術の移転や地域の経済活動など、さまざまな要因にわたって合理的で現実的かつ測定可能な業績指標を評価する枠組みはあるか ・政府は、投資を決定する際に、雇用創出、能力開発、専門知識やノウハウの地域社会への移転といった要素を満たしているか ・プロジェクトで雇用を創出するための条件や計画はあるか ・地元企業の能力が不足している場合、中長期的なキャパシティビルディングや技術移転のメカニズムはあるか ・プロジェクトにより創出される雇用に全ての従業員、特に女性がアクセスできる十分な記載があるか
リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の事項について規定がなされているか <ul style="list-style-type: none"> -必要なリスクの特定 -特定されたリスクに係る優先順位付けの方法 -特定されたリスクへの対応方法 ・PPP事業の場合、官民の適切なリスク分担の検討方法が規定されているか
民間市場調査	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容について民間企業へのヒアリング等に基づき競争環境への配慮をすることが規定されているか
調達方法の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの調達手法の検討・選定に関してVFM等による判断の規定がなされているか

評価視点	クライテリア
4. 事業者の調達	調達全般
	・調達において性能発注や要求水準書の活用等質を重視することが規定されているか
	・民間事業者が最先端の専門知識を生かせる代替ソリューションを提示できるよう、政府はRequest For Proposal (RFP) プロセス、アウトカム/アウトプットまたはパフォーマンスベースの仕様を活用しているか
	・調達において成果報酬等成果志向の契約手法等適切なインセンティブの活用が規定されているか
	・調達において適切なリスク分担の配慮について記載されているか
5. 事後評価	資格審査
	・評価基準について、以下の項目について明確に定め、評価・確認をしているか -財務面の適切性 -類似性の高い実績 -工期の遵守やコスト管理の適切性 -環境影響 -贈賄防止（例：世銀等の取引排除リスト等の活用）
	・上記評価基準の確認にあたって、発注者側で過去の実績等を蓄積して管理しているか（データベースの整備が望ましい）
	提案審査
	・要件を満たし、Value For Moneyが最も高い最も有利な入札/提案を選択するための評価基準はあるか ・評価基準では、要求されているサービスの水準を達成するための手法の記載があるか ・評価基準として要求水準の達成方法に関して定められているか ・評価基準として工期の遵守やコスト管理の適切性に関して定められているか ・評価基準として環境影響に関して定められているか ・評価基準としてリスク管理の適切性に関して定められているか ・Request for Proposalアプローチを活用して評価しているか
事業終了	契約管理・モニタリング
	・契約管理やモニタリング方法に関する規定がなされているか ・契約管理やモニタリング方法に関してペナルティやインセンティブが規定されているか ・PPP事業の場合、事業者の財務状況のモニタリング方法に関する規定がなされているか
5. 事後評価	・事業終了時の事業継承方法が規定されているか
	・事業の事後評価方法について定められているか ・事業の事後評価方法では、客観的なデータを管理し次期の事業に用いることが規定されているか